

学校いじめ防止対策基本方針

二戸市立二戸西小学校

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、顕在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

そこで、本校は、学校教育目標に掲げる「思いやりのある子」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くと共に、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【法第2条】

II いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導

- (1) 学級や学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障すると共に、児童が互いのことを認め合える学級作りを行う。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図ると共に、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

2 児童に培う力

- (1) 自分も他人も共にかげがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいのかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。

- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てると共に、違いや多様性を超えて合意形成をする言語能力の育成を図る。

3 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、学校通信に掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) P T Aの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信や学校通信、学級懇談会等を通して、保護者に理解と協力を呼びかける。
- (4) 児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。

III いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次のような組織を設置する。

- (1) 名 称 「いじめ対策委員会」
- (2) 構成員 校長 副校長 生徒指導主事 養護教諭 (該当担任)
- (3) 役 割 委員長……校長
副委員長…副校長 (地域や保護者への啓発)
委員……生徒指導主事 (相談内容の把握、企画立案、推進)
養護教諭 (児童の実態把握、活動の推進)

(4) 取組内容

- ① いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成
- ② いじめに関わる研修会の企画立案
- ③ 未然防止、早期発見の取組
- ④ アンケート及び教育相談の実施と結果報告
- ⑤ いじめ防止に関わる児童の主体的な活動の推進

(4) 時 期

月一回定例会として、職員会議の中で行う。ただし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催する。

IV いじめの早期発見

1 早期発見に向けて

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間、放課後においても児童の様子に目を配るよう努める。
- (4) いじめの兆候に気付いたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童・保護者を対象としたアンケート調査

月	項目	内容等
6	いじめアンケート (市教育委員会作成) 児童アンケート1 (学校作成)	アンケート調査をもとに不安に思っていることの把握と教育相談 ※二つのアンケート時期が重ならないようにする。
7	いじめ保護者アンケート (1回目)	一学期の児童相互の関りについて保護者に聞く。
9	心と体の健康観察 いじめ解消の確認	経年変化に留意し、必要に応じて対象児童への面談を実施する。 3か月経過したのちにいじめが解消されているかの確認を被害者児童に行う。
1 1	児童アンケート2	アンケート調査をもとに不安に思っていることの把握と教育相談
1 2	いじめ保護者アンケート (2回目)	二学期の児童相互の関りについて保護者に聞く
2	児童アンケート3	アンケート調査をもとに不安に思っていることの把握と教育相談

※教育相談は適宜行う。アンケート結果は回覧する。

V いじめに対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えると共に、いじている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導に当たる。
- (3) いじめの問題の解決に当たって、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為をやめさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下全ての教員の共通理解の下、役割分担をして問題の解決に当たる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。

- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
 - (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
 - (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
 - (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
 - (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に児童に懲戒を加える。
- 3 いじめが起きた集団への対応
 - (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
 - (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
 - (3) 全ての児童が、集団の一員として互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

VI 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき **【法第28条①】**

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者【当該教育委員会】に報告する。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援の下、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。

- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えると共に、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明をし、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校上げて取り組む。

■学校の設置者【当該教育委員会】が調査の主体となる場合
設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VII 学校評価

学校評価においては、年度ごとの取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

VIII その他

- (1) 情報の取り扱いについて
いじめの相談があった場合には担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議するが、個人情報の取扱に十分注意する。
- (2) 情報モラルについて
ネットいじめへの対応として、学校における情報モラル教育を計画的に進めると共に、家庭への協力を呼び掛けていく。
- (3) いじめ対策委員会資料について
データは年度内については生徒指導部のフォルダ内に保管。その後、紙媒体で校長室書庫に保管。